

平成 30 年 2 月 19 日

各 位

東京都新宿区北新宿二丁目 21 番 1 号 本社所在地 RIZAP グループ株式会社 会 社 名 代 表 代表取締役社長 者 瀬戸 コード番号 2928 札幌証券取引所アンビシャス 問合せ先 取 締 役 香西哲雄 雷 話 番 号 03-5337-1337

U R L https://www.rizapgroup.com/

(訂正) 「株式会社ワンダーコーポレーションとの資本業務提携契約の締結並びに株式会社ワンダーコーポレーション株式(証券コード3344) に対する公開買付けの開始及び第三者割当増資の引受けに関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

当社が平成30年2月19日付けで公表致しました「株式会社ワンダーコーポレーションとの資本業務提携契約の締結並びに株式会社ワンダーコーポレーション株式(証券コード3344)に対する公開買付けの開始及び第三者割当増資の引受けに関するお知らせ」について、一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせ致します。下線部が訂正箇所となります。

なお、訂正後の記載内容につきましては、以下のURL をご参照下さい。

https://www.rizapgroup.com/ir/

記

## 訂正の箇所

- 2. 買付け等の概要
- (9) その他買付け等の条件及び方法

## 【訂正前】

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

上記に記載のとおり、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに、事前届出に関し、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、又は独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

## 【訂正後】

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第2号、第3号イ乃至チ及びヌ、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。